平成２１年（フ）第７５９号
岐阜県各務原市東山４丁目30番地
債務者　西垣　由美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３７号
埼玉県秩父市中宮地町16番４号　コーポユキ103、旧住所埼玉県秩父市寺尾154番地１
債務者　米山　繁雄
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４５５号
群馬県高崎市新後閑町４―10　レオパレス翡翠第一204号室、住民票上の住所群馬県富岡市曽木639番地
債務者　丸山麻衣子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４７３号
群馬県高崎市飯塚町1037番地８
債務者　秋本　龍一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２７１号
新潟県長岡市下山６丁目818番地、前住所新潟県長岡市吉崎985番地65
債務者　赤津　和雄
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
静岡県駿東郡清水町久米田69番地の１　カルフール・パレ404
債務者　坂部　圭一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３４０１号
名古屋市西区城西５丁目10番３号タウニーキャッスルＢ棟105号
債務者　前里　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２８号
愛知県春日井市神領町236番地　県営神領住宅７棟702号
債務者　髙浦　瑠依
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２９号
愛知県春日井市神領町236番地　県営神領住宅７棟702号
債務者　髙浦　初美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６９号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄1750番地
債務者　阿部　知弘
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１号
岡山県倉敷市広江７丁目14番６―406号
債務者　宮路　忠彦
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
茨城県北茨城市関南町関本下1009番地の３
債務者　青天目　覚
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２０７号
茨城県日立市鹿島町２丁目17番１号
債務者　藤田　和也
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第５７３号
埼玉県羽生市中央５丁目11番８号
債務者　湯澤より子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５７４号
埼玉県熊谷市万吉2098番地１　202
債務者　石澤　　博
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５８７号
埼玉県熊谷市小八林1615番地
債務者　細井　洋子（旧姓金崎）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６４号
千葉県山武郡横芝光町鳥喰下1471番地１
債務者　押尾　賢一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係